

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「阿南市農業委員会と県及び国と協議した関係書類全部（H30年度農業委員会逮捕）に関する書類含む経緯経過が分かるもの」（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年9月2日、実施機関は、本件請求に対して公文書を（1）から（5）までに掲げるとおり特定したうえで、条例第8条第1号及び第2号に該当するとして、「農地転用の状況確認について（平成31.3.11阿南農委第410号）」のうち、甲種・1種、土地所在、地番、面積、土地所有者名、転用事業者氏名名称、職業・業種、設備ID及び発電事業者氏名を非公開とし、「農地転用の状況確認について（平成31.4.15阿南農委第18号）」のうち土地所在、地番、面積、土地所有者名、転用事業者氏名名称、職業・業種、設備ID、発電事業者氏名を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- （1）農地転用の状況確認について（平成31.1.10農林第1368号）（以下「公文書①」という。）
- （2）農地転用の状況確認について（平成31.3.11阿南農委第410号）（以下「公文書②」という。）
- （3）農地転用の状況確認について（平成31.3.22事務連絡）（以下「公文書③」という。）
- （4）農地転用の状況確認について（平成31.4.15阿南農委第18号）（以下「公文書④」という。）
- （5）徳島県における農地転用の状況について（平成31.4.16農林第107号）（以下「公文書⑤」という。）

3 審査請求

令和元年9月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年5月7日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県はあるべき書類の中で、業者名まで隠す行為はおかしいので全部出せ。

第4 実施機関の説明要旨

（1）本件処分を行った理由

本件公文書中の土地所有者の氏名等は、条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるため、個人情報部分については非公開とした。

本件公文書中の事業者の氏名等は、条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開とした。

（2）審査請求人の主張に対する説明

阿南市農業委員会、県及び国との業務に関する文書であったとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益について、公開することによって侵害することが許されるものではない。

（3）結論

以上の理由により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年5月7日	諮問
令和6年5月27日 第2部会（第11回）	審議
同 年7月22日 第2部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を公文書①～⑤と特定し、公文書②及び公文書④について、条例第8条第1号及び第2号に該当するとして、一部を非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は「業者名まで隠す行為はおかしいので全部出せ」と述べていることから、以下、本件公文書のうち審査請求人が争っている非公開部分について、条例第8条第2号に規定する非公開情報に該当するか検討する。

2 条例第8条第2号の規定について

条例第8条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。その例としては、営業上のノウハウに関する情報や経営方針など一般に内部管理に関するものがある。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

当審査会において特定された公文書を確認したところ、これらは中国四国農政局より依頼を受けて実施機関が作成及び取得した一連の資料であった。中国四国農政局の依頼は、徳島県阿南市において資材置場として農地転用許可を受け太陽光発電設備を設置している土地について農地法違反が疑われているとの報道を受けたため、阿南市における資材置場等の農地転用の状況について報告を求めるものであった。このことから特定された公文書②及び公文書④は、農地転用の一覧表であるとしても、その全てについて違法な農地転用の疑いが持たれていたものといえる。

このような性質の一覧表のうち、農地転用を行った事業者名といった、特定の法人等を識別できる部分を公開すると、適正な農地転用を行っている事業者であったとしても、あたかも当該農地転用行為について法令上の問題があるかのように誤解を与えるおそれもある否定できない。

以上を考慮すると、特定の法人等を識別できる事業者名の部分は、これを開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、当該部分を非公開とした実施機関の説明に、特段不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
梶本 久実	税理士	